

# 第4章

## 知的財産

特許など研究成果の知的財産化、知的財産の管理・運営およびそのライセンスは、共同研究契約の締結および研究の実施支援とともにコーディネーターの重要な業務の一つである。

この章では、高度なスキルを必要とする技術移転を効果的に進めた事例、特許マインド向上の事例および共同研究による知的財産創出の事例を紹介する。

# 出願に向けた特許マインド向上活動

キーワード：知財創出・発明発掘・共同研究・研究成果・技術移転

## 本事例の関係者

富山県立大学  
大学教員  
産学連携事務局  
地域連携センター  
富山県  
知的所有権センター  
文部科学省産学官連携  
コーディネーター

## 特許出願環境作りで出願件数増加

### 【要約】

大学の研究成果が企業へ技術移転され生産現場で活用されるには、知的財産の取得が不可欠である。コーディネーターは教員の特許出願に対する課題を調査し、大学の「職務発明取扱規程」の改定および知的財産研修会等を開催して知財に対する教員意識の醸成を行い、『特許の無い技術は使われない』を掲げて知財の重要性を訴え、教員の知財創出に対するモチベーションの向上及び特許出願件数の増加を達成した。

### 【きっかけ】

#### ●特許出願に関する課題調査

コーディネーターは共同研究の件数に比べて職務発明特許件数の少ないことが気になり、教員72名と個々に面談し特許出願に関する課題を調査した。その結果、発明委員会へ提出する発明申請書類の作成が煩雑である、その審査認定に時間がかかる、出願を全て企業に任せた方が手間がかからず楽である、等の課題が明らかとなった。また、この調査を通じて、特許制度の概要や明細書の書き方等、知財に関する研修会の開催要求が多いことも判明した。

### 【段取り・プロセス】

#### ●「職務発明取扱規程」の改訂（平成19.4.1施行）

上記調査結果を基に事務局担当者と協議を重ね、「職務発明取扱規程」の大幅改定を行った。例えば、個人発明と職務発明の2本立てであった従来の発明の範囲を原則職務発明のみとする等、その主な改定内容は以下の通りである。

- ・職務発明の範囲
- ・発明委員会の随時開催
- ・発明委員会委員の人選
- ・学生の取扱い
- ・発明届書類の簡略化
- ・その他

#### ●知財に対する教員意識の醸成

知財関連研修会等を開催し、参加の呼びかけを行い多くの教員の参加を得た。

- (1) 知的財産研修会（6回シリーズ）  
富山県知的所有権センター特許流通アドバイザー4回、弁理士2回
- (2) 大学知財セミナー（2回シリーズ）  
金沢大学吉国知財本部長、名城大学松吉科学技術コーディネーター
- (3) 知的財産特別講義（2回）県知的所有権センター特許流通アドバイザー
- (4) 加工学講座夏季合同セミナー（1回）  
コーディネーター

### 【成果・結果や活動後の変化】

#### ●知財創出に向けた教員の関心度が向上

- ◆ 研修会等へ延べ112名（実数43名、全教員の約40%）の教員が参加
- ◆ H19年度以後の特許出願件数の増加
- ・明細書を自ら作成し電子出願（2件）
- ・30条適用出願の減少（外部資金獲得やJST外国出願支援申請等を意識）
- ・先行技術調査方法を含め知財に関する問い合わせ件数増加

表 特許出願件数 \*見込み

年度	個人発明	職務発明	計(件)
H16	6	9	15
H17	5	4	9
H18	2	13	15
H19	—	20	20
H20	—	26*	26*



知的財産研修会

## 共同研究

年度(H)	件数(件)	金額(M¥)
16	26	24
17	40	28
18	41	40
19	46	37
20	48	54

## 成功の事例

### 「この技術の特許にしたい」が全ての出発点

#### ●応援団は周りに大勢居る

特許制度の概要や出願手続き、明細書の書き方等を教員に理解してもらうことは重要だが、教員が研究成果を権利化したいと思わなければ第一歩は踏み出せない。教員の「この技術の特許にしたい」の一声が全ての出発点であり、弁理士や特許流通アドバイザーなど出願作業を手伝う応援団は周りに大勢存在する。大学教員は特許出願の重要性を認識するべきである。すなわち(1)教員の産業界への貢献は特許等の知的財産権を通して可能であることや(2)特許収入による研究の一層の推進、いわゆる知的創造サイクルの有用性を教員が理解することである。この教員の特許マインドの向上を図るべく、コーディネーター自らもセミナー講師を務め「大学からなぜ特許出願？」でその重要性を訴えた。

#### ●特許出願をしやすくする環境作り

事務局担当者と協力して「職務発明取扱規程」の大幅改定を行った。これにより発明委員会の随時開催（迅速性）や発明委員会への届け出書類の簡略化など、従来の特許出願時の課題を低減すると同時に教員が気楽に相談に来れる雰囲気作りにも配慮した。その結果、先行技術調査の方法や30条適用出願の弊害等、知的財産に関する相談を受ける回数が増加した。

## 知的財産



## 失敗の事例

### 特許出願にコーディネーターは最初から関与

#### ●「教員任せはトラブル発生」と認識

特許制度の基礎知識の希薄が招いた以下の失敗事例の反省から、コーディネーターは特許出願の意志決定から出願手続きに至るまで深く関与すべきであった。

#### ◆「出願人と発明者」の権利と義務

共同研究開始直前に教員のこれまでの研究成果を特許出願したが、出願書類の出願人は企業のみであった。教員は「俺の特許」出願で一安心し、企業は出願手続きやその費用の負担で教員の研究成果を独り占めしたことになる。後日、コーディネーターが企業と折衝し、共願のための出願人名義変更届を提出した。

#### ◆特許法第30条適用出願

学会発表の半年後に出願したが「半年の期限」に間に合わず、せっかくの出願が無駄になった。原因は教員が学会当日の口頭発表の日から半年と思いこみ、予稿集発行日を考慮しなかったことによる。なお、明細書は教員が自ら作成し、発明協会富山県支部の協力を得て電子出願したものである。

### 成功と失敗の 分かれ道

武器となる特許の権利取得には、研究者と関係者の強い信念と執念が不可欠である。

## 産学官連携の新たな展開に向けた提言

### 外国出願に向けた特許の質の向上が重要

#### ●外国出願を目指さない特許は出願すべきでない

特許出願時、事務担当者から「この特許は外国出願するのですか」と質問されることがあるが、必ず「外国出願する」と答えている。独創的で将来大きなマーケット形成に寄与する技術であればあるほど、その技術は模倣される。ここで問題になるのが外国出願費用である。企業との共同出願であれば、外国出願の可否の判断やその費用は企業に負担してもらうことも可能だが、大学単独出願の場合はJST「海外出願支援制度」に頼ることになる。相手企業を見つける目的でJST新技術説明会や協力会会員へ未公開特許を開示することも行われているが、要は外国出願するに値する特許の質、研究の中身が問われることになる。

大学の研究テーマは先端技術の基礎研究が主であり、その応用範囲が広いと大学発の特許は全て外国出願すべきである。特許は登録・実施化までに時間がかかりその評価は難しいが、出願時の特許戦略と厳しい目利きが必要である。

#### ☆コーディネーターの一言

「特許のない技術は使われない」、「特許のない研究は産学連携を実施したことにならない」を掲げて知財の重要性を訴え、特許マインドの向上を目指す。